

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 資格審査の概況

1 新規係属件数

令和元年中に全労委に係属した新規係属件数は492件で、30年に比べ62件減少した。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが325件で、30年に比べ4件増加している。なお、全体に占める割合は66%となっている。

(第40表及び巻末統計表第20表参照)

第40表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率(全労委)

(単位:件、%)

事項	区分	件数						構成比率					
		26年	27年	28年	29年	30年	元	26年	27年	28年	29年	30年	元
	新規係属件数	703	614	578	573	554	492	100	100	100	100	100	100
内訳	委員推薦	207	146	200	140	170	124	29	24	35	24	31	25
	不当労働行為	423	426	339	380	321	325	60	69	59	66	58	66
	法人登記	70	39	35	52	58	40	10	6	6	9	10	8
	総会決議	3	3	4	1	5	3	0	0	1	0	1	1
	協約拡張適用	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-

(注) 令和元年年報において、平成30年における件数を修正したため、平成30年の数値とは一致しない。

このほか、委員推薦が124件で46件の減少、法人登記に伴うものは40件で18件の減少、総会決議に伴うものが3件で2件減少している。

そのうち、中労委における新規係属件数は88件で、全て不当労働行為の救済申立てに伴うものとなっている(巻末統計表第22表参照)。

2 審査

平成30年からの繰越件数436件、新規係属件数492件の合計928件のうち、適格決定302件、取下又は打切193件、不適格2件で合計497件が終結し、431件が2年に繰り越された(巻末統計表第20表参照)。

適格決定がなされた302件の内訳は、委員推薦に伴うもの122件、不当労働行為の救済申立てに伴うもの145件、法人登記に伴うもの33件、総会決議に伴うもの2件となっている(巻末統計表第21表参照)。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは0件である(巻末統計表第22表参照)。

第2節 労調法第37条違反被疑事件

労調法第37条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越し事件、令和元年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第23表参照）。

第3節 協約の拡張適用

労組法第18条に基づく協約拡張適用事件についてみると、前年からの繰越事件、令和元年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第24表参照）。